平成 21 年度第 27 回税制調査会議事録
日　時：平成 22 年 1 月 28 日（木）17 時 30 分～
場　所：合同庁舎第 4 号館 11 階　共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣
お待たせいたしました。まだ全員そろっておられませんが、第 27 回「税制調査会」を開会したいと思います。
ところで、この 27 というのはいつまで続くんだということなんですが、年度替わりまで続くそうなんで、4 月 1 日になると第 1 回になるんだそうでございます。
ただいまから税制調査会を開会したいと思いますが、本日は、補正予算が通ったばかりでございまして、お疲れのところ、本当に皆さん、ありがとうございます。
今日は、プロジェクトチームの進め方と専門家委員会について準備状況の御報告を行いたいと思っております。
最初に、議題に入りますまでに、菅会長、原口会長代行よりごあいさつをいただきたいと思います。
まず、菅会長、よろしくお願い申し上げたいと思います。
○菅財務大臣
第 2 次補正が、皆さんのおかげで成立いたしまして、一山越えたという気分ではありますが、これからが予算も含めて、いよいよ本番というふうに考えております。この忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。
本日は、今後の税制の見直しに向けて個別のテーマについて審議を深めるための体制について御議論をお願いしたいと思います。
税制調査会の下に設置する政治家からなるプロジェクトチームや、専門家からなる専門家委員会といった新しい仕組みにより、我が国の税制が直面している諸課題についての議論をしたいと考えております。
その中で、番号制度、つまりは社会保障と税に関する番号制度については、1 年程度で結論を出したいと思っておりますが、税調という枠組みを超えた部分、特に厚生労働の社会保障の部分がありますので、いろいろ今相談をしておりますが、税制調査会の枠組みを超えて、社会保障、税に関わる番号制度に関する検討会を設置する方向で準備を行っております。
しかし、そうは言っても税調と非常に関わりが深いものですから、税調会長でもある私がその検討会の会長も兼ねさせていただき、同時に、この税調の会長代行である原口総務大臣、それから、先ほどまでおられましたが仙谷国家戦略大臣、加えて厚生労働大臣にそちらの会の会長代行をお願いし、メンバーも税調からも兼任でかなりの方に中心になっていただきますが、あまり税というと、取る方だけのイメージが強過ぎると、やはり社会保障というのは、どちらかというと、国民の権利としてのいろん

な問題もあるということで、ここはそういう方向で新しい会をつくるということを御理解いただきたいと思います。

勿論、今、申し上げたような形で、この検討会と連携しつつ、積極的な議論をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、原口会長代行お願いします。

○原口総務大臣

本当にお疲れさまでございます。私の方からは２つの大きなパラダイムについてお話をさせていただきたいと思います。

１点目は、今、会長がお話なった番号でございます。私たちは電子政府をつくろうと思っています。そして、クラウドコンピューティングという新しい概念が出てきました。

一方、総務省は住基ネットという番号を持っております。私たちはずっとこのことについてはネガティブな対応をしてきました。

今、会長がお話しになったように、中央政府が上から番号を押し付けて、そして管理するという考え方ではなくて、クラウドコンピューティングの中で、国民が自らの情報を、まさに自らの国民の権利としてコントロールできる、そういう番号というのがあってもいいのではないか。納税者番号や、さまざまな社会保障番号、それから住基ネットの番号というものを統合した上で、全く違った形の発想でやらせていただきたい。

これが第１点でございます。

２点目は、税のダイナミズムであります。ちょうど中川さんや多くの皆さんと議論をしていた1990年代の終わり、そのころから財政の後年度影響試算というのを当時の政府でさえ出すようになりました。私たちも２月にそれを出そうとしているわけですが、そのときにはどうなっていたかというと、1999年、1998年の後年度試算を見てみると、税収の弾性値を1.1、それから経済成長を1.75と3.5に仮置きをして、機械的に計算した数字で、では、彼らが今の2010年をどう見通していたか、2010年の税収は92兆円です。この92兆円がなぜ25年前の水準の36兆円になっているのか。まさに、ダイナミズムを失った議論をしていたのではないか。私たちは新たな世界のパラダイムの中で、国民の安心を獲得するための、そのための税の議論をしていきたいと思います。

市民公益税制ということでも、この後プロジェクトチームで御議論があると思いますけれども、まさに今までのパラダイムを超えた、活発な御議論をお願い申し上げまして、私の問題提起とお礼に代えたいと思います。ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、カメラさん、退場をお願いいたします。

（カメラ退室）

○峰崎財務副大臣

プロジェクトチームの進め方について御説明をいたしたいと思います。前回の 26 回の税制調査会においては、納税環境整備プロジェクトチームと、市民公益税制プロジェクトチームの設置についてお諮りをいたしましたが、まず、この２つのＰＴの進め方について御報告をいたします。

お手元の資料をごらんになっていただきたいと思います。最初は、納税環境整備ＰＴでございます。

この納税環境整備ＰＴにつきましては、議題としてやらなければいけないことは納税者の権利憲章というのが先進国はかなりそろってきております。更に、国税不服審判所の改革ということで、これは総務省で行われています行政手続、これに対する改革の問題と、ある意味ではパラレルに進んでいきますので、この２つの問題。

更に、今、菅会長からお話がありました、社会保障、税に係る番号制度の導入、これが関わってくるわけでございますが、この社会保障、税に係る番号制度については、最終的にはこの税調にも関わってきますけれども、作業するのは菅会長が代表を務められるところで、たしかこれには官房長官も加わると聞いておりますが、古川副大臣がそこの事務局長をなさるというふうにも聞いております。これは、決まりましたら、また御連絡を申し上げたいと思います。

以上３つでございますが、特にそのうちの２つ、このＰＴの検討に当たりましては、今、申し上げましたように、これは少し急がなければいけないのではないかというふうに思っております。

実は、後でまた御説明を申し上げようと思っていますが、専門家委員会の下に設置されます納税環境整備小委員会。これも納税環境の問題を専門家の皆さん方、神野先生以下のところでも既にかなり議論がされているやに聞いております。そういったものと連携しながら、このＰＴはＰＴでスタートするというところで、少しその関係がわかりにくいかもしれませんが、後で図示をしておきますけれども、そこは専門家の会合と我々税調メンバーとのプロジェクトチーム、２つが進行する。そこは、人的には重なり合うところがありますということだけは理解をしておいていただきたいと思います。

一応、私が座長に就任いたしまして、メンバーは今日お見えの副大臣の方々を中心にして、それ以外に例えば、今日は階さんがお見えになっていますが、階さんがたしか総務の方でこの行政不服審判の対応ということなので、階さんは必ず入っていただくようにしておきますが、それ以外の皆さん方、例えば法務なら法務という分野とか、いろいろ関連してくるかもしれませんので、是非検討していただいて、私の方から連絡をさせていただいて、是非、例えば番号というものは、もしかしたら防衛のような

ところも絡むかもしれませんので、そういったことなども含めて少し議論をさせていただきたいと思っていますので、また連絡をさせていただきたいと思っております。

２点目でございますが、市民公益税制。これはむしろ、渡辺副大臣の方から説明してもらいましょうか。

○渡辺総務副大臣

お疲れ様でございます。

市民公益税制のＰＴについては私が座長ということでございまして、その上で人選させていただいた結果、お手元にあるとおりでございます。ＮＰＯを所管します内閣府、それから、これも非常に熱心な、円卓会議の提唱者でもございます松井副長官に入っていただきまして、当面、これでスタートさせていただきたいと思います。

当面といいますのは、中川文部科学副大臣も大変に御熱心でございまして、また、長浜厚生労働副大臣も是非にというような声も事務方を通して聞いているんですが、多分、個別の問題のときには、是非、お声をかけさせいただきまして、当面はこれで、我々の認識を深めるためにスタートさせていただきたいと思います。といいますのは、恐らくそうなりますと国土交通省も農林水産省も、皆さん方に入っていただくと税調総会のようなＰＴになってしまいますので、あえて人選をスタート時点で絞らせていただきました。

これは４月末を目途に成果を得るようにということでございますので、もう時間が限られておりますので、早速、今日ここで御了承いただければ来週からでもスタートさせていきたいと思っています。どれぐらいの頻度でやるかというのも、一応、事務方とあらあら相談をしていますが、予算審議等もございますので、その合間を見ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また皆様方にも御協力いただくわけでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、次に控除廃止の影響に係るＰＴでございまして、小川政務官はいませんか。それでは、私の方から説明いたしましょう。

この控除廃止の影響に係るＰＴは、平成 22 年の税制改正において、所得税・個人住民税の控除の見直しに伴って影響が出てまいります。それについてどうしたらいいだろうかということで、さまざまな論点について、基準の見直しとか、あるいは経過措置とか、こういったことを税制調査会に報告してもらうためのＰＴということで、小川淳也総務大臣政務官、古本伸一郎財務大臣政務官、山井和則厚生労働大臣政務官、高井美穂文部科学大臣政務官、三日月大造国土交通大臣政務官、このメンバーでスタートさせていただきたいということでございまして、座長は小川淳也さんでございます。

以上でございまして、この３つのプロジェクトチームについてそれぞれ御意見があ

れば出していただきたいと思います。
　それでは、文部科学大臣、どうぞ。
○中川文部科学副大臣　市民公益税制ＰＴにいろいろ御配慮いただいて感謝を申し上げているんですが、私、うっかり渡辺副大臣にこれでいいかと言ったら、いいよと言ってしまったので、あまり基本的なところまではコミットしないんですけれども、ざっと見ると、どちらかというと、査定官がここに並んでいるような感じなんです。
　それで、もともと市民公益税制ＰＴというものは、例えば私の方で言ったら文化、スポーツ、あるいは教育分野で活動している団体の思いと同時に、それを新しい形で育てていく。また、新しいものをつくり上げていく。そういう立場から立案しないと、逆さまからやってしまうとそちらのペースに行ってしまうようなイメージがここにでき上がってしまっているので、これからの運用の中で、そこのところを立案の中に我々が入っていくような、是非、そういう配慮をしてもらいたいということ。これを一言言っておかないとだめかなと思います。
○峰崎財務副大臣
　それでは、渡辺副大臣、どうぞ。
○渡辺総務副大臣
　昨日、官邸で開かれました円卓会議にも、私、オブザーバーとして出席させていただきまして、１時間半、委員の方の議論を聞いてまいりました。その中に、本当に驚くほどＮＰＯは財政難で、予算がないというようなお話をいただきまして、当然、松井副長官とも連動して、我々もそうした方々の意見を聞きながら、また立案して、それでは、どうしたらいいかというのを税制面でどうできるかという立場で、是非、抑制的なのではなくて、いかに寄附税制という形で関与できるかということを私自身は進めてまいりたいというふうに思っています。
○中川文部科学副大臣
　いや、意味合いは、そちらが一方的に立案するというのではなくて、立案過程に我々も入れるという配慮をしてもらわないとだめだということです。
○渡辺総務副大臣
　勿論、ですから、これはスポーツとか文化だけではなくて、例えば環境とか、あるいは社会福祉的な活動とか、こういう分野において、多分、それは全部にまたがってしまうものですからね。
○峰崎財務副大臣
　企業もそうですね。
○渡辺総務副大臣
　ですので、ＮＧＯもそうですし、もっと言えば経済活動もそうですから、つまり、そういうものもどうすればと言い始めると、多分、全省庁だれもが関わるので、ですからあえて、そういうことでございます。御趣旨はもっともでございます。どうぞ、

御信頼いただければと思います。
○峰崎財務副大臣
御案内は全部、非常に関わっていますから、このメンバー以外の方でも、いつやりますということだけはあってもいいかもしれませんね。それから、下地さんと阿部さんのところにも必ず連絡が行くようにしたいと思います。
副大臣がこれの言い出しっぺみたいなものですからね。
それでは、よろしゅうございますか。
（「異議なし」と声あり）
○峰崎財務副大臣
ありがとうございました。
次に、専門家委員会の方に移りたいと思います。
この専門家委員は、前回の税制調査会で御了解いただきました設置要綱、あらかじめ税制調査会長、菅会長の承認を得て専門家委員会の委員長が指名する。委員長というのは神野先生ですから、関西学院大学の神野先生から、お手元にお配りいたしました委員名簿をごらんになっていただきたいと思います。
委員長が神野直彦先生で、委員長代理に大澤眞理東京大学教授、社会保障の専門家ですが、この方が入られているということで、全体で 11 名という枠でスタートすることになりました。一応、御報告を皆さん方に申し上げておきたいと思います。
この専門家委員会に、早速もう神野委員長にお願いしておりますが、前回の税制調査会で御紹介しましたように、これまでの自民党税制というとなかなか言いにくいんですが、80 年代以降の内外の税制改革とは何だったんだということを１回総括してもらおうと、その上で新しい 21 世紀の税を展望してもらおうということで、そのことについてはもう既にお諮りをしているところでございます。その後の進め方については、企画委員会で議論いたしまして、この場でお諮りをしたいと思っております。
神野委員長から専門家委員会に小委員会を置いてもらいたいということで、お手元に「専門家委員会のイメージ」という資料がございます。これは前回もお配りしました。その下に小委員会を置くことができると。これには税調のメンバーも参加は可能ですよということを書いておりますが、この中に先ほど、皆さん方が混乱するといけないんですが、１つは基礎問題検討小委員会を置きたいということで、人数を８人、設置期間は２年以内ということで、これは税制に関わる基礎的な問題についての見地で議論していきたいということで、神野委員長が是非設置をしてもらいたいということだそうです。
もう一つは、納税環境整備小委員会というものを、先ほど税制のＰＴも納税環境小委をつくりました。同じ名前のものが２つ並んでいるのはどういう関係だということなんですが、これは専門家の方々にゆだねなければいけない非常に重要な分野、国税不服審判制度だとか、納税者の権利の手続だとか、これが皆さん方前回おっしゃって

いた税理士会とか、そういった方々の要望などがここに入ってまいりますので、こういった人たちが入った小委員会を設置するということです。

我々はそれを受けて、いわゆる税調の中の専門家ＰＴの中でそれを議論するという手続になると思いますので、御了承をいただきたいと思います。これは設置期間１年で、人数は８名以内ということで、かなり実務的な見地の方々が入ってくるというふうに理解をしていただきたいと思います。

小委員会の人選は、設置要綱上は専門家委員会の委員長、神野先生がこれを指名することになっておりますので、決まりましたら、皆様にお知らせをしたいと思いますし、専門家の下に置かれる小委員会は、我々税調メンバーが参加することが可能になっておりますので、その点も皆さん方の方から是非これに参加したいということがありましたら入っていただきたいと思っておりますし、私は立場上両方のＰＴを兼ねておりますので、そちらに入らせていただきたいと思っております。

とりあえず、以上２つの小委員会をスタートさせて、この専門家委員会もスタートするということでございます。

○増子経済産業副大臣

専門家委員会について、若干お話をさせていただきたいと思います。大変すばらしいメンバーで、また、いい仕組みをつくっていただいたと思っております。ただ、ちょっと危惧するのは、これだけ立派な専門家委員会をつくって、その下に小委員会もおつくりになるということですが、我々がこの税調をつくったときの経緯をよく考えておく必要があると思う。すなわち、自民党政権時代の税調のように、政府税調の決定が形骸化してしまって何もできず、自民党のインナーを中心とした税調の力が圧倒的に決定権を持っていたということを教訓として、この政府税調一本にしたという経緯です。

今回のこの専門家委員会、ここのイメージにも書いてありますとおり「助言・報告」ということがございます。どこの辺りまでこの専門家委員会が位置づけられるのか。例えば授権という形の中で、ある程度の権限を与えるのか。あくまでも参考意見ということにとどめるのか。その辺のところをしっかりしておかないと、結局すばらしいメンバーでいい専門家委員会、小委員会はできたけれども、その「助言・報告」を受けた方々と私ども税調の中でのかなりの意見の違いがあったとすれば、その専門家委員会の意思決定といいますか「助言・報告」が無視されるということも場合によってはできるかもしれないということを、若干心配をいたしております。

勿論、我々もその中に参加できるという仕組みもおつくりいただいていることは大変ありがたいんですが、その辺の位置づけといいますか。ある程度専門家委員会の権限的なものも含めながら、税調全体としてこれをどういうふうに位置づけていくかということを、ある程度ここで明確にしていただいた方が、専門家委員会の皆さんもやりやすいだろうし、税調としてもそういう方向でいろいろと議論しやすいのではない

かと思っておりますので、その辺少しお話いただければありがたいと思います。
○峰崎財務副大臣
　会長からお話をいただきます。
○菅財務大臣
　先日、神野先生にお会いしたときも、私自身の確認も含めて、今おっしゃったことと同じことを申し上げました。つまりは、この鳩山政権では、従来の政府税調、党税調という形ではなくて、あくまで国会議員が中心の一本の税調をつくってきているわけで、その原則は全く変えない。しかし、同時に専門家の皆さんのいろんな意見もお聞きをしたいので、本体のアドバイザリーグループとしての専門家の委員会をつくりたい。そういう位置づけでお願いしたいということを神野先生には申し上げております。
　ですから、今おっしゃったように、勿論専門家としての見識は大変高い皆さんが多いと思いますけれども、権限的にはあくまでここに書いてあるように御助言とか、考え方を御報告いただく、そのように位置づけております。その原則は守っていきたいと思っております。
○峰崎財務副大臣
　そのほか、皆さん方から何かございますか。これは、まだ月に何回やるかとか、週何回やるかとか、そういったものは決まっておりませんが、どういうふうにスタートを切るか後で御連絡をさせていただきます。今もう予算が入っていますから、多分、議員が入るＰＴは夕刻からしかできないと思いますが、先生方は昼間でもやれると思いますが、内閣府副大臣、どうぞ。
○大島内閣府副大臣
　今、菅大臣から御発言がありましたとおり、この専門家委員会へ私たちも参加が可能だということにはなっているんですけれども、この税調に出るのも結構大変だと思うんです。ですから、神野先生を含めてすばらしい委員の方で、すばらしい議論で、いい結果だとは思うんですけれども、なかなかここの議論とうまく波長が合うといいなということだけ付け加えさせてください。
○峰崎財務副大臣
　阿部さん、どうぞ。
○阿部社会民主党政策審議会長
　今のお二方の副大臣のお話と一緒で、アドバイザリーグループと政治主導の政治家のやる税調と、そしてもう一つ税がもたらした現実の姿というか、ひずみも含めたさまざまなものがあって、この３つがどのようにこれから進んでいくかという辺りで、是非これは峰崎先生にリーダーシップを発揮していただいて、適宜どういう形で、例えば学者グループとこの税調が話せばいいか、あるいはここに惹起している現実ということと見て、それから理念系の解決と政治的な決断という辺りを、これは是非峰崎

先生に調整をしていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

私が調整するというよりも、本当は今日、ちょうど関西学院の授業の日で兵庫に行っているものですから、どうしても今日は出席できないということで、一度来ていただいて、今のようなお願いごととか、いろんなディスカッションができるところを１回つくった方がいいと思っていますので、またそういう会合があるときには御連絡を申し上げたいと思います。

そういう要望、あるいは今のような適宜現実とのいろんな接点なども連携させていただきたいと思っています。

それでは、よろしゅうございますね。ありがとうございました。

それでは、記者会見に移りますので、記者の皆さん、どうぞ入ってきてください。

［閉会］

（注）

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。